

関西広域連合関係

1 第106回関西広域連合委員会（令和元年7月7日）配布資料（抜粋）

（1）消費者庁等の移転方針の決定について 1

（その他事項）

- ・ 海洋プラスチックごみ問題から考えるSDGsシンポジウムの開催について
- ・ 「ワールドマスタースゲームズ2021関西」大会準備状況について

2 第107回関西広域連合委員会（令和元年7月25日）配布資料（抜粋）

（1）「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」について 4

（その他事項）

- ・ 予算・決算関係について
- ・ 2019年G20大阪サミットに係る報告について

3 第108回関西広域連合委員会（令和元年8月29日）配布資料（抜粋）

（1）関西広域環境保全計画の改定について 1 3

（その他事項）

- ・ 関西地域カワウ広域管理計画の改定について
- ・ 「消費者庁 新未来創造戦略本部」の徳島県への設置について
- ・ 「子どもの事故防止合同研修会」の開催について

消費者庁等の移転方針の決定について

令和元年 7 月 7 日
徳 島 県

令和元年 6 月 21 日、消費者庁等の徳島移転に関する内容を含む「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」が、別添資料のとおり、閣議決定されました。

(参考)

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」〈抜粋〉

◎政府関係機関移転の推進

- ・ 消費者庁については、2017 年 7 月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め、成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を 2020 年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。

まち・ひと・しごと創生基本方針 2019

- ・東京一極集中に歯止めがかかっていない状況を踏まえ、東京から地方への企業の本社機能移転等の加速化に向け、様々な施策を総動員した、総合的かつ抜本的な方策について検討し、年内に成案を得る。

(2) 政府関係機関の地方移転

<概要>

「総合戦略」、「移転基本方針」、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」(平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定。以下「地方移転にかかる今後の取組」という。)等に基づき、中央省庁及び研究機関・研修機関等の移転の取組を進める。

【具体的取組】

◎政府関係機関移転の推進

- ・研究機関・研修機関等の地方移転については、それぞれの取組について、関係者間で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた着実な取組を進める。
- ・中央省庁の地方移転について、文化庁については、引き続き、遅くとも2021年度中を目指すとする京都への本格的な移転に向け機能強化を図るとともに、京都・東京の分離組織における業務の試行・改善等を進める。
- ・消費者庁については、2017年7月に徳島県において開設した「消費者行政新未来創造オフィス」において、徳島県を実証フィールドとした新たな分析・研究プロジェクト等を実施する取組を進め、成果をあげてきた。この成果を踏まえた同オフィスの機能の充実と規模の拡大を見据え、消費者行政の発展・創造のためにふさわしい機能と規模を備えた新たな恒常的拠点を2020年度に発足させるために必要な調整を進め、消費者行政を進化させるとともに地方創生に貢献していくことを目指す。
- ・総務省統計局については、2018年4月に和歌山県に開設した「統計データ利活用センター」において、オンサイト施設の運用を開始し、その普及を図るとともに、和歌山県と協力して統計データの利活用支援、人材育成、共同研究等に取り組む。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁及び気象庁については、「地方移転にかかる今後の取組」に基づき、具体的な取組を進める。
- ・ICTを活用した国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)については、「移転基本方針」に沿って、実証実験の試行・検討を進める。
- ・移転対象研究機関と地域企業の共同研究が始まるなど、既に移転の取組の成果が得られつつあることから、こうした成果の展開を図りつつ、地方創生推進交付金や地方大学の振興などの必要な施策を講じながら、これらの成果を地域イノベーションの進展等につなげていく。
- ・今後の政府関係機関の地方移転の取組については、有識者からの意見も考慮しつつ、政府において毎年適切にフォローアップを行い、2023年度中に地方創生上の効果、国の機関としての機能の発揮等について総括的な評価を行い、これを踏まえ必要な対応を行う。

◎サテライトオフィスを活用した地方における中央省庁の機能発揮



「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」の策定について(案)

令和元年 7月 25 日
広域防災局

1 趣旨

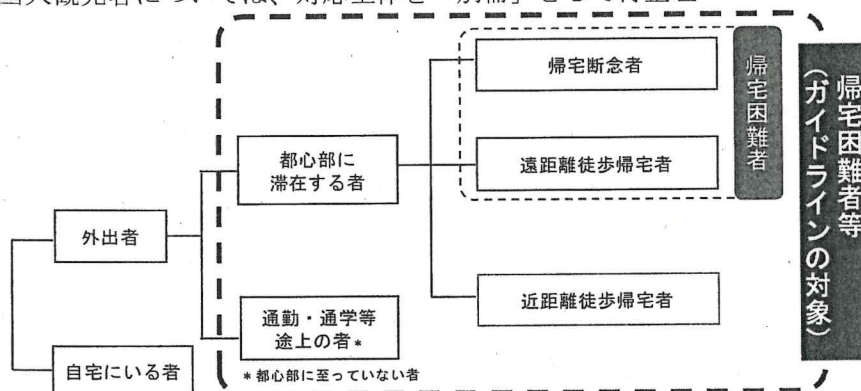
大規模地震等により公共交通機関が運行を停止した場合に、都心部での混乱を抑制するとともに、外出被災者の安全確保を図るため、広域連合、構成団体、大規模集客施設や鉄道事業者等の関係機関など、官民が連携して取り組む帰宅困難者対策の総合的な方針を示す。

2 帰宅困難者対策ガイドラインの概要

(1) 帰宅困難者等の範囲

- 本ガイドラインが対象とする「帰宅困難者等」とは、大規模災害発生時に外出している者をいう。
(発災直後から帰宅をはじめる近距離徒歩帰宅者、通勤・通学等途上の者、観光客及びビジネス滞在者などを含む。)

※ 外国人観光客については、対応全体を「別冊」として再整理

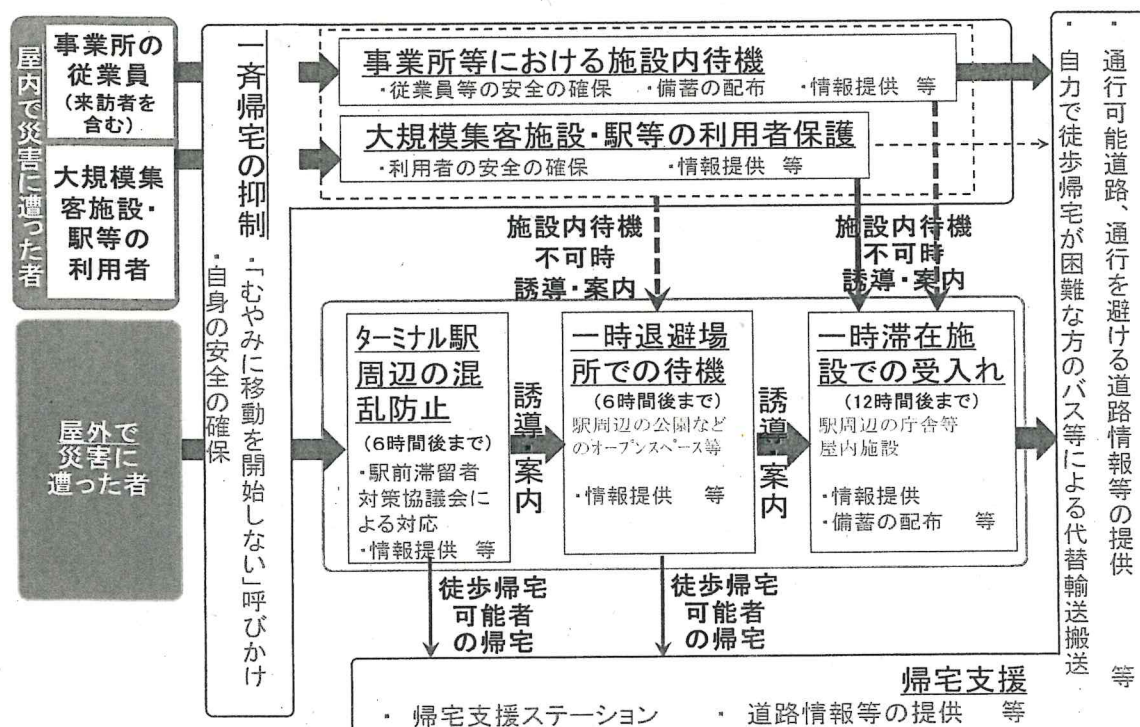


(2) 想定災害

南海トラフ地震をはじめとする大規模広域災害を想定

※ 大阪府北部地震のような災害規模で鉄道、バス等公共交通機関が運行停止し、駅周辺等に多くの滞留者が発生するおそれがある場合にも活用

(3) 帰宅困難者対策の全体イメージ



(4) 各段階での対策

① 一斉帰宅の抑制対策

ア) 一斉帰宅抑制などの周知・呼びかけ

- ・ 発災直後は「むやみに移動を開始しない」ことを基本とし、一斉帰宅抑制を周知・呼びかけ
- ・ 広域連合及び構成団体等は、SNS、ホームページ、プレスリリースなどを活用

イ) 企業等における施設内待機等

- ・ 従業員等の安全確保を図るため、従業員等を施設内に待機
- ・ 平常時から防災計画を作成し、備蓄等を行うとともに、従業員に発災時の対応を周知
- ・ 学校等は、発災時には保護者等との連絡を取り、学校内もしくは他の安全な場所での待機等の児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を実施

【発災時間帯別に企業等がとるべき行動】

大阪府北部地震の教訓を踏まえ、発災時間帯に応じた行動ルール等を示し、企業等の事業継続計画等に盛り込むことを提示

基本ルール（時間帯別行動パターン）		
A：出勤時間帯に発災	B：就業時間帯に発災	C：帰宅時間帯に発災
・ 原則、従業員等に自宅待機又は自宅に戻るよう指示 ・ 通勤途上で職場に近い場合は、職場などで安全確保を指示 ・ 災害対策や業務継続を行う上で必要不可欠な人員は除く	・ 従業員等に施設内待機を指示 ・ 外出中の従業員等は周辺の安全な場所で待機 ・ 来所者を待機スペースに誘導	・ 原則、従業員等に施設内待機又は職場に戻るよう指示 ・ 帰宅途上で、自宅に近い場合は、自宅などで安全確保を指示

※ 上記A、Cにおいて、通勤・通学途上で自宅、職場等のいずれからでも遠く、都心部以外で災害に遭った場合は、まず安全を確保し、周辺の被災状況や公共交通機関の運行状況を把握したうえで、原則として自宅に戻るよう指示

ウ) 大規模集客施設・駅等における利用者保護

- ・ 大規模集客施設・駅等の事業者は、利用者を施設内や安全な場所で保護
- ・ 施設の安全が確認できない場合は、利用者を一時退避場所へ案内
- ・ 発災時に施設の安全確保、利用者保護等についてあらかじめ防災計画を策定し、従業員に発災時の対応を周知

② ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所、一時滞在施設の確保及び開設・運営

ア) ターミナル駅周辺等の混乱防止

- ・ 交通事業者、駅周辺地域関係者、市町村が参加する「駅前滞留者対策協議会」を設立し、地域の行動ルールに基づき、混乱を防止する共助の取組
- ・ 災害時には、協議会において、現地本部に加え、情報提供ステーションを立ち上げ情報発信するとともに、管内市町村災害対策本部と連携し、滞留者を一時退避場所へ誘導

イ) 一時退避場所、確保及び開設・運営

- ・ ターミナル駅周辺等で発生した行き場のない滞留者を一時的に退避させるため、市町村は、ターミナル駅周辺等のオープンスペースや公園等を一時退避場所として確保
- ・ 災害時には、駅前滞留者対策協議会の協力を得て、一時退避場所を開設・運営

ウ) 一時滞在施設の確保及び開設・運営

- ・ 行き場のない帰宅困難者を一時的に受け入れるため、市町村は一時滞在施設を確保
- ・ 災害時には、施設管理者等が一時滞在施設を開設・運営
- ・ 支援物資について、一時滞在施設の備蓄のみでは不足する場合、市町村に調達を依頼（対応困難時には、府県及び広域連合と調整）

③ 帰宅支援

7) 発災直後の対応

- ・ 災害時帰宅支援ステーションを可能な限り発災直後から立ち上げ、徒歩帰宅者に、水道水、トイレ、道路情報等を提供
- ・ 通勤・通学等途上で自宅、職場等のいずれからでも遠く、都心部以外で災害に遭った者は、安全確保の上、被災状況や道路情報等を確認し、帰宅支援ステーション等の支援を受け帰宅

1) 混乱収拾期以降の帰宅支援

- ・ 徒歩帰宅ルートを選定、通行可能な道路や通行を避ける道路情報や公共交通機関等の復旧見通しなどの情報を集約・発信
- ・ 帰宅困難者等をバス等の代替輸送により搬送
(障がい者、高齢者などの避難行動要支援者を優先)

④ 帰宅困難者等への情報提供の対応

それぞれの対応段階、場所に応じて、帰宅困難者等に対して情報発信

情報提供主体	平常時	発災時	
		発災直後	混乱収拾期（1～3日）
行政	・ むやみに移動を開始しないことの普及啓発 ・ 安否確認手段の周知 ・ 災害時の情報の所在（URL等）の周知等	・ 災害情報、被災状況の発信 ・ 災害むやみに移動を開始しないことの呼びかけ、自身の安全確保、注意喚起 ・ 安否確認手段の周知（ターミナル駅周辺等） ・ 災害情報、被災状況の発信 ・ むやみに移動を開始しないことの呼びかけ、自身の安全確保、注意喚起 ・ 一時退避場所、一時滞在施設の開設に関する情報の発信 ・ 道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信	・ 公共交通機関の復旧・運行状況の情報発信 ・ 帰宅途上の通行可能道路、又は、通行を避ける道路情報の発信 ・ バス代替輸送による搬送等に関する情報の発信等 ※ 一時滞在施設、企業等へ情報提供
交通事業者	—	(駅) ・ 災害情報の発信 ・ 公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信 ・ 一時退避場所の案内等（鉄道等車内） ・ 車内待機など対応の指示 ・ 公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信	・ 公共交通機関の運行状況、運転再開見込の情報発信 (駅) ・ 公共交通機関の運行状況、運転再開見込の情報発信
駅前滞留者対策協議会	—	(ターミナル駅周辺等) ・ むやみに移動を開始しないことの呼びかけ ・ 一時退避場所の開設に関する情報の発信 (一時退避場所) ・ 一時滞在施設の開設に関する情報の発信 ・ 道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信等	—
帰宅支援ステーション事業者	・ 帰宅支援ステーション事業を普及啓発ステッカー、ポスターを各店舗に掲出	(ステーション各店舗) ・ 知り得た道路情報等の提供等	

情報提供 主 体	平常時	発災時	
		発災直後	混乱収拾期（１～３日）
企業等	・発災時間帯別で従業員がとるべき行動の周知	（事業所・学校等） ・従業員への安否確認手段の周知 ・発災時間帯別に応じた従業員へのとるべき行動の指示 ・道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信 等	（事業所・学校等、一時滞在施設） ※行政から得た情報を周知 ・公共交通機関の復旧・運行状況の情報発信 ・通行可能道路、又は、通行を避ける道路情報発信 ・バス代替輸送による搬送等に関する情報発信 等
一時滞在施設管理者	—	（一時滞在施設） ・一時滞在施設の開設に関する情報の発信 ・道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込の情報発信 等	

⑤ 観光客等の扱い

- ・ガイドラインでは、観光客やビジネス滞在者等も帰宅困難者に含めて対応
- ・観光客のなかでも近年増加している外国人観光客については、土地勘がない、日本語によるコミュニケーションが十分とれない等の特性に鑑み、本ガイドラインの対策に加え、「災害時の外国人観光客への多言語による具体的な情報提供」などの特別な対応について別冊で整理

【別冊「災害時の外国人観光客対策について」】

区分	事前対策（平常時の取組）	発災時の対応
外国人観光客がとるべき行動	・災害関連情報の入手方法の確認	・災害関連情報の入手、安全な場所での待機、避難 ・駐日外国公館への安否報告
広域連合及び各構成団体等の対応	・外国人観光客への多言語による具体的な災害関連情報の提供手段の確保、周知 ・多言語災害情報提供アプリの開発・運用を促進 ・行政の防災・観光・国際部門との連携や駐日外国公館その他関係機関が連携した支援体制を構築	・むやみに移動を開始しないこと、駐日外国公館へ自ら安否状況を報告することの呼びかけ ・一時退避場所、一時滞在施設への誘導 ・多言語災害情報提供アプリなどへの誘導

(5) 帰宅困難者対策オペレーションマップ・タイムライン 【別添のとおり】

帰宅困難者対策の標準型として、発災直後から時系列に各機関の役割・対応手順を整理

3 検討の経緯・今後のスケジュール

平成 28 年 2 月～	「帰宅支援に関する協議会」*を設置。ガイドラインの検討 *構成団体、関係機関・団体、交通事業者等で構成
平成 30 年 12 月	「帰宅困難者対策図上訓練」を実施。ガイドラインの内容を検証
令和元年 7 月	広域連合委員会において協議
令和元年 8～9 月	第 5 回「帰宅支援に関する協議会」での了承、ガイドライン完成・公表
令和元年 12 月	ガイドラインに基づく帰宅困難者対策図上訓練の実施

[illegible]

帰宅困難者対策オペレーションマップ・タイムライン

※ 救命・救急・救助活動が完了し、一斉帰宅抑制の必要がなくなった場合又は、道路被害状況が早くなり、道路啓開が早く完了した場合は、このシナリオより前倒しして帰宅支援を実施
 ○対応に際しては、必要に応じて関係機関と連携すること ◆要請に際しては、関係機関と連携すること

時間	考えられる状況	主な対応	企業・事業所等	駅周辺地区関係事業者等	帰宅困難者対策事業者等	被災市町村	被災県県	国・関係機関	鉄道・バス等交通機関	その他
0 直後	強い揺れ	一斉帰宅の抑制	従業員等への一斉帰宅抑制の呼びかけ ○施設の安全確認 ○従業員等の安全確認	○ターミナル駅周辺等の混乱状況の把握、混乱防止対策の開始 ○駅周辺地区への情報提供 ○駅周辺地区への情報提供 ○駅周辺地区への情報提供	○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設	被災市町村	被災県県	国・関係機関	鉄道・バス等交通機関	その他
1	鉄道等交通機関の一斉停止 一時帰宅者（行き場のない人）の大量発生 駅周辺地区の被害確認 近距離徒歩帰宅者の徒歩帰宅開始	一斉帰宅抑制、企業等の施設内待機、大規模集合施設・駅等における利用者保護	○大規模な集合施設等での利用者保護など、安全確保対策を実施 ○利用者の安全な場所への誘導 ○駅周辺地区の安全確保	○ターミナル駅周辺等の混乱状況の把握、混乱防止対策の開始 ○駅周辺地区への情報提供 ○駅周辺地区への情報提供	○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設	被災市町村	被災県県	国・関係機関	鉄道・バス等交通機関	その他
3時間	しばらく交通機関が動かない見込み	ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避	○ターミナル駅周辺等の混乱状況の把握、混乱防止対策の開始 ○駅周辺地区への情報提供 ○駅周辺地区への情報提供	○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設	○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設 ○帰宅支援センターの開設	被災市町村	被災県県	国・関係機関	鉄道・バス等交通機関	その他

傳單支送		游留者支送		情報提供	
------	----------------------	-------	----------------------	------	----------------------

※通行可能道路
や通行を避ける
道路の情報発信
は以降随時更新

今後の検討事項	*バス等代替輸送による待合困難等の対応にかかわる優先対応等の事前周知について *初発点の事前認定及び運賃者の誘導について *所沢駅通輸送の想定に基づくルートへの設定について *旅客船による代替輸送に関する検討 *湘南マニコアルの作成について
---------	--

帰宅困難者対策オペレーションマップ・タイムライン

※ 救命・救急・救助活動が完了し、一斉帰宅抑制の必要がなくなった場合又は、道路被害状況が大きく完了した場合、このシナリオより前倒して帰宅支援を実施
○対応に即れること ◆要領に即れること

時間	考えられる状況	主な対応	企業・事業所等	警察周辺地域関係事業者等	帰宅市町村	被災府県	周辺市町村・市県・花屋府県市	広域連合	国・要請機関	鉄道・バス等交通機関	その他
6	一時滞在 遠距離徒歩帰宅の支援	道路収拾後の徒歩帰宅の開始 バス等代替輸送による帰宅困難者等の搬送開始(特別搬送者優先) 一時滞在施設等の開設	企業・事業所等	警察周辺地域関係事業者等	帰宅市町村	被災府県	周辺市町村・市県・花屋府県市	広域連合	国・要請機関 ○《関係警察署》折り返し駅等への乗客の帰中・混乱防止策の支援	鉄道・バス等交通機関 ○バス等代替輸送による帰宅困難者等の搬送の開始、搬送拠点運営開始	その他
4日目											
7	鉄道等運行全面再開	バス等代替輸送による帰宅困難者等の搬送の完了 一時滞在施設等の開設								○《交通事業者》鉄道等の全面運転再開	
1週間											

関西広域環境保全計画の改定について

令和元年 8 月 29 日
広域環境保全局

1 関西広域環境保全計画の改定背景

○広域環境保全局では、関西広域環境保全計画（以下「計画」という。）を策定し、各構成府県市で各種施策に取り組んできた。

〔 構成府県市：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市
（奈良県及び鳥取県を除く 2 府 4 県 4 市） 〕

○現行計画の目標等は以下のとおりとしている。

目 標：「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」

計画期間：平成 29 年度から平成 31 年度まで（2017 年度から 2019 年度まで）

実施事務：⑦温室効果ガスの排出削減、④野生鳥獣の保護・管理、生物多様性の保全、
⑦廃棄物の発生抑制、再使用、資源の有効利用の促進、⑤環境学習の推進

関西広域連合規約（広域環境保全局関係 抜粋）

（広域連合の処理する事務）

第 4 条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。

（6）広域にわたる環境の保全に関する事務のうち、次に掲げるもの

ア 温室効果ガス（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。）の排出の総量の削減に関する事務

イ 野生鳥獣の保護及び管理その他の生物多様性の保全に関する事務

ウ 廃棄物の発生抑制及び再使用並びに資源の有効利用の促進に関する事務

エ 環境学習の推進に関する事務

○計画期間が同じである上位計画（「第 3 期広域計画」）の改定作業等に対応するため、平成 30 年度末から、「計画に関する有識者会議」を開催し、計画改定の作業を進めている。

2 計画の改定方針

○計画の改定については、以下の方針で検討を進めている。

①SDGs の考え方を取り込んだ目標

現行計画の持続可能な社会の実現を目指す目標を継承しつつ、SDGs の考え方を取り込んだ目標とする。

（現行計画）地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西

（次期計画）地域環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による
持続可能な関西の実現

②「広域計画」と整合した計画期間

検討中の「広域計画」の計画期間と整合させる（令和2年度から令和4年度まで）。

③施策の展開・取組の方向性

- ・構成府県市と役割分担しつつ、下表に示す3つの視点により、「低炭素社会づくり」等の4つの分野の取組の充実を図る。
- ・特に、プラスチックごみ問題については、G20 大阪サミット開催を契機に発出した「関西プラスチックごみゼロ宣言」のもと、事業者、関係団体をはじめ、多様な主体と連携しながら、プラスチックごみ削減に向けた取り組みを強化する。

<3つの視点>

視点1	スケールメリットの活用 → 関西広域連合が実施することで、構成府県市による個別実施よりも効果的・効率的に実施することができる。（例）府県域を超えて移動するカワウの生息動向調査等
視点2	方向性の提示 → 各構成府県市が行う取組に対し、関西広域連合が方向性を提示することで統一感が生まれ、効果をより高めることができる。（例）啓発ポスターのデザインの統一化
視点3	優良事例の波及 → 構成府県市の優良事例を、関西広域連合が各構成府県市に波及させることで、関西全体の底上げを図ることができる。（例）幼児期環境学習事業のモデル実施

<4つの分野での取り組み>

（低炭素社会づくり）

- ・エコスタイル等による省エネの普及啓発、優良事例等の情報共有・水平展開
- ・電気自動車等の普及拡大に向けた情報発信
- ・再生可能エネルギーの導入促進のための人材育成、支援制度等の情報発信

（自然共生型社会づくり）

- ・関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性保全の推進
- ・広域で移動するカワウの生息状況等の調査による被害対策の推進
- ・ニホンジカ等鳥獣被害対策のための捕獲団体の人材育成

（循環型社会づくり）

- ・統一キャッチコピーによるごみ減量の普及啓発
- ・プラスチックごみ削減に向けた取組の一層の推進
- ・食品ロス削減に向けた取組の推進

（持続可能な社会を担う人育て）

- ・幼児期環境学習（滋賀県先行実施）の水平展開
- ・地域特性を活かした交流型環境学習事業（「うみのこ」親子体験航海等）の実施
- ・「地球温暖化」、「生物多様性」、「資源循環」の個別分野での人材育成

④計画の進行管理

現行計画に引き続き、「計画に関する有識者会議」を設置し、有識者からの意見を聴取しながら、各分野に関連する構成府県市の個別計画の数値目標を参考に進行管理を行う。

関西広域環境保全計画に関する有識者会議 委員

委員氏名	委員所属等	備考
浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂 准教授	
亀田 佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館 上席総括学芸員	
坂田 宏志	株式会社野生鳥獣対策連携センター 代表取締役	
東野 達	京都大学 名誉教授	
中瀬 勲	兵庫県立人と自然の博物館 館長	座長
花田 眞理子	大阪産業大学大学院人間環境学研究科 教授	
安田 俊彦	公益社団法人関西経済連合会地球環境・エネルギー委員会 エネルギー・環境部会長	
吉積 巳貴	立命館大学食マネジメント学部 教授	

*50 音順、敬称略

3 計画改定スケジュール

年月	広域環境保全計画（第3期）	第4期広域計画
令和元年 7月	改定後の実施事務について、構成府 県市と大枠で合意	骨子案の作成
8月	有識者会議での議論、構成府県市と の調整により、中間案を作成	} 中間案の作成
8月29日	（連合委員会）中間案の協議	
9月14日	（連合議会産業環境常任委員会） 中間案の説明	
9月21日	_____	（連合委員会）中間案の説明
10月5日	_____	（連合議会総務常任委員会） 中間案の説明
10月31日	（連合委員会）中間案の確定	同左
11月初旬 ～ 12月初旬	} パブリックコメント	同左
12月22日	（連合委員会）最終案の協議	同左
令和2年 1月11日	（連合議会総務常任委員会） 最終案の説明	同左
1月23日	（連合委員会）最終案の確定	同左
2月15日	（連合議会全員協議会） 最終案の説明	同左
3月1日	（連合議会）最終案の提出	同左

関西広域環境保全計画(第3期)(中間案)の概要

第1章 計画の概要

《目的・位置付け》

- ・世界や我が国の動きに適切に対応し、効果的に施策を実施するため
- ・地方自治法に基づく計画である広域計画の下位計画に相当する分野別計画
- ・構成府県市が実施する施策と役割分担しつつ、関西広域連合として広域的に取り組むことが住民生活の向上や効率的な事務の執行につながる施策について定めるもの

- 第1期
(2012～2016年度)
- 第2期：2017～2019年度
「地球環境問題に対応し、持続可能な社会を実現する関西」
— 環境先進地域「関西」へのさらなる挑戦 —

《計画期間》 令和2年度(2020年度～2022年度) (3年間)

広域計画の位置付け



第2章 関西地域の概況

1 社会

- (1) 地理的特性 森・里・川・海の繋がる自然を保有
(2) 人口 約2,058万人(2018年度)
(3) 歴史・文化 多様な文化の創造・蓄積・継承地域

2 経済

- (1) 産業
・構成府県市の総生産は全国の15% (約80兆2,720億円)
・地域の自然特性を活かした産業があり、太陽電池等の環境関連企業が集積
- (2) 知の集積
・特色ある研究開発拠点が各地に立地
・文化庁(京都府)等の国機関の移転が徐々に進行
(3) 国際イベントの開催による魅力発信・活性化
・ワールドマスターズゲームズ2021関西(2021年)
・「大阪・関西万博」(2025年)

3 環境

- (1) 世界・国内の動き
・「持続可能な開発目標(SDGs)」の目標年(2030年)に向け、世界中での様々な取組が進行
・COP24(2018年)で「パリ協定」の運用ルールが採択
・G20大阪サミット(2019年)で「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有
・地域循環共生圏の創造を目指す「第五次環境基本計画」が策定
・気候変動適応法が公布・施行(2018年)
・「食品ロス削減の推進に関する法律」が公布(2019年)
- (2) 地球温暖化
・構成府県市の温室効果ガスの排出量：3.3%減少(2015年度、1990年度比)
(全国平均との温室効果ガス排出量の比較)
業務部門：増加率小、運輸およびその他の部門：削減率大、
産業部門：削減率小、家庭部門：増加率大
- (3) 生物多様性
・森・里・川・海の豊かな自然を有し、様々な生態系サービスを提供
・エゾシカ、カワ、外来生物等による農林水産被害、生態系への影響が継続
- (4) 資源循環
・構成府県市の住民一人あたりのごみ排出量：925g/日(全国水準レベル)
・リサイクル率は：15.3%(全国平均20.3%)
- (5) 環境学習
・住民、企業、NPO等多様な主体により、地域の豊かな自然、文化を守り、
活かすための取組を実施

4 分野横断的な取組

- (1) 大阪湾等における海ごみ
・「琵琶湖・淀川流域対策に係る研究会 海ごみ発生源対策部会」での検討
・「琵琶湖・淀川流域海ごみ抑制プラットフォーム」の設置
- (2) 災害廃棄物

第3章 関西が目指すべき姿

SDGsの目標年度である2030年度を見据え、目標を設定

目標：地球環境・地球環境問題に対応し、環境・経済・社会の統合的向上による持続可能な関西の実現

《将来像》

- 豊かな暮らしと元気な産業が実現された低炭素社会
- 生物多様性が保全され、その恵みを身近に感じる自然共生型社会
- すべてのものを資源と考える循環型社会
- 安心・安全な環境に支えられた歴史と文化の魅力あるまち

第4章 施策の展開

3つの視点に着目し、4つの分野において施策を展開

【施策展開の3つの視点】

視点1：スケールメリットの活用

構成府県市が個別・単独で実施するより、関西広域連合での実施により効果的・効率的である施策

視点2：方向性の提示

関西広域連合全体で統一感を持って取組を実施することで、より効果を高めることができる施策

視点3：優良事例の波及

構成府県市の優良事例を波及させることで関西全体の底上げを図ることができる施策

【取組の方向性】

(1) 低炭素社会づくり(地球温暖化対策)

- 住民・事業者への啓発推進
・エコスタイル等による省エネ・節電の普及啓発
・地球温暖化防止活動推進員等の合同研修会
- 次世代自動車普及に向けた普及啓発
・電気自動車等の普及拡大に向けた情報発信
- 再生可能エネルギー(再エネ)の導入促進
・再エネの導入促進のための人材育成、支援制度等の情報発信

(3) 循環型社会づくり(資源循環の推進)

- 3R等の統一取組の展開
・統一キャッチコピーによるごみ減量の普及啓発
・プラスチックごみ削減に向けた取組の一層の推進
・食品ロスの削減に向けた取組の推進

(2) 自然共生型社会づくり(生物多様性の保全)

- 関西の活かしたい自然エリアを活用した生物多様性の保全の推進
・関西地域カワウ広域管理計画の推進
・被害対策実施体制の整備等の支援
・広域的な生息状況等の調査による被害対策の推進
- 広域連携による鳥獣被害対策の推進
・鳥獣被害対策のための捕獲団体の人材育成

(4) 持続可能な社会を担う人育て(環境学習の推進)

- 人材育成施策の広域展開
・幼児期環境学習の水平展開
・環境保全に必要な住民のつながり形成

PDCAによる継続的改善

第5章 計画の進捗管理等

各事業の担当市会議員、参事会議員、計画に係る有識者会議による進捗管理

関西全域での相乗効果

構成府県市の取組の促進

構成府県市：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、
京都市、大阪市、堺市及び神戸市(2府4県4市)